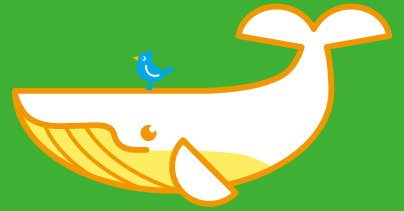




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2022年
Vol.25



特集Ⅰ 第二期成年後見制度利用促進基本計画

特集Ⅱ 司法書士制度150周年を迎えて



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

第二期成年後見制度 利用促進基本計画の概要

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
成年後見制度利用促進室

室長 まつ ざき とし ひさ
松崎 俊久



令和4(2022)年3月25日に、第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下「第二期計画」という。)が閣議決定されました。本稿は、第二期計画の概要を紹介するものです。なお、本稿は筆者の個人的見解であることをお断りします。

1 第二期計画策定までの動向

成年後見制度は平成12(2000)年に導入されたものですが、十分に利用されていないなどといった課題認識により、平成28(2016)年に議員立法によって、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定されました。

同法に基づき、平成29(2017)年3月には、平成29年度から令和3(2021)年度までを計画期間とする成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され(最初に閣議決定されたこの計画を以下「第一期計画」という。)、
「利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める」「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」「不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する」ことの三つを目標に掲げ、施策の推進を図ってきました。

そして、令和3年3月からは、専門家会議で第二期計画の策定に向けた検討が開始され、同年12月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項」(最終とりまとめ)が公表されました。

その後、最終とりまとめを基に第二期計画案が作成され、パブリックコメント、成年後見制度利用促進会議(法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣で構成)を経て、閣議決定されました。

2 第二期計画の概要

第二期計画には「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」という副題が付されています。これは、成年後見制度の利用促進を権利擁護支援の一環として、このような目的で推進するというものであり、第二期計画全体に通じる最も重要な考え方であるといえます。

第二期計画は、計画期間を令和4年度から令和8(2026)年度までとし、「はじめに」「I成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標」「II成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に

講ずべき施策」「工程表・KPI」から構成されているところ、以下、具体的な施策の記載がある「II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」のうち主なものについて、解説します。

1. 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

1点目として、国が成年後見制度の見直しに向けた検討を行うことが盛り込まれています。第一期計画では現行の成年後見制度を前提に、どのように運用を改善していくかという点に重点が置かれていましたが、第二期計画では、制度の見直しに向けた検討を行うことが盛り込まれました。第二期計画には、検討に当たっての論点が複数示されていますが、専門家会議では、これ以外にも成年後見制度の改正に関する様々な意見が出されました。今後、制度担当部局において、幅広い観点から、適切に検討が進められることが期待されます。

2点目として、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくことが盛り込まれています。成年後見制度以外の権利擁護支援策とは、意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策のことです。判断能力が不十分な人が尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、成年後見制度とそれ以外の権利擁護支援策が有機的に関連し、共に充実する必要があります。

2. 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度の見直しに向けた検討には、一定の期間を要することが想定されます。そこで、成年後見制度が見直されるまでの間においても、必要な取組を進める必要があります。

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

本小項目では、意思決定支援が権利擁護支援の重要な要素であり、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現も適うことになるという考え方を示しています。

その上で、具体的な内容として、意思決定支援の取組が、幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を始めとする各種意思決定ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行うことなどが盛り込まれています。

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

1点目は「家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進」です。これは第二期計画のポイントの一つであるともいえます。専門家会議で、福祉・行政と司法の連携強化が議論され、専門家会議の委員(最高裁判所家庭局長も委員となっている。)の間で共通認識が得られたことや、これまで家庭裁判所が自主的な努力で一定の成果を出してきたことを踏まえ、後見人等の選任・交代の推進に関して、家庭裁判所に期待する取組が記載されています。

2点目は「後見人等に関する苦情等への適切な対応」です。苦情等が生じた場合に、主として対応することが想定される家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県それぞれに期待される役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要があることが記載されています。

3点目は「適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等」です。後見人等が適切な報酬を受領するためには、家庭裁判所の審判により適切な報酬額が決定されることと報酬等の助成制度が併せて推進さ

れる必要があり必要な取組が盛り込まれています。まず、最高裁判所及び各家庭裁判所に、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待されるとされています。更に、上記の報酬の算定の考え方の整理と併せて、成年後見制度利用支援事業に助成を行う国の事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討することが盛り込まれています。

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

これまで取り組まれてきた後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の普及に関する取組や、家庭裁判所などに期待される取組に加え、新しい取組として、後見事務に起因して生じた損害を補填する保険に関する取組が盛り込まれており、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体に対して、適切な保険の導入に向けた検討を進めることの期待等が盛り込まれています。

3. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

本稿では本小項目のポイントを紹介します。

1点目は、地域連携ネットワークの機能を見直したことです。第一期計画では、地域連携ネットワークの担うべき機能として、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能(受任者調整等の支援、担い手の育成・活動の促進、関連制度からのスムーズな移行)」「後見人支援機能」を掲げていましたが、第二期計画では、本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能と、その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組に分けて整理されています。

2点目は、都道府県の関与の強化です。専門家会議では、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいないことを受けて、都道府県による市町村支援の機能を強化すべきなどといった意見が多数出され、都道府県が地域連携ネットワークづくりに主体的に取り組むことなどが盛り込まれました。

3点目は、地域連携ネットワークの機能の強化です。専門家会議では、地域連携ネットワークが持続可能な形でその役割を果たすためには、多様な主体の積極的な参画と多様な主体の連携・協力体制の強化が必要であるという議論がされ、ネットワークの機能や機能を果たすための具体的な取組などが盛り込まれました。なお、地域連携ネットワークづくりの進め方としては、第一期計画と同様に小さく産んで大きく育てるという考え方に基づき、これから取り組む地域と、既に体制を整備している地域に分けて記載されています。

3 おわりに

第二期計画には、上に示したもののほか、優先的に取り組むこととして、「任意後見制度の利用促進」「担い手の確保・育成等の推進」「市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進」「地方公共団体による行政計画等の策定」「都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進」も盛り込まれ、その全ての項目に重要業績評価指標(KPI)が設定されています。

第二期計画の副題にあるように、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進のためには、引き続き、幅広い関係者の協働・協力が必須です。皆様の御協力をお願いします。

特集

第二期成年後見制度利用促進基本計画概説

リーガルサポートと基本計画

中央大学研究開発機構教授・筑波大学名誉教授 ^{あら い まこと} 新井 誠

【略歴】

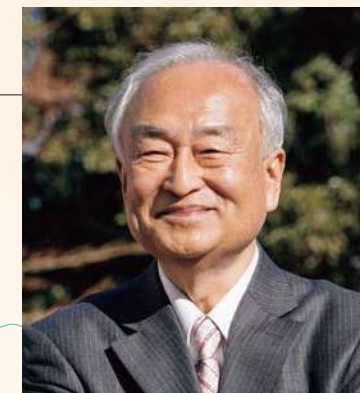
1973年 慶應義塾大学法学部 卒業
1979年 ミュンヘン大学法学博士
2006年 フンボルト賞受賞
2010年 ドイツ連邦共和国功労勲章一等功労十字章受章

【現在の公職等】

日本成年後見法学会理事長

【著作物】

●財産管理制度と民法・信託法(有斐閣 1990) ●高齢社会の成年後見法[改訂版](有斐閣 1999)
●信託法[第4版](有斐閣 2020)



I. はじめに

成年後見制度の利用促進に関する法律(以下、「利用促進法と略」)は2016(平成28)年4月8日に成立しました。利用促進法成立の誘因は横浜宣言でした。2010(平成22)年当時、成年後見制度施行10年を迎えて、同制度をめぐる理論と実務の双方が根本的な変革を迫られていたにもかかわらず、具体的な改革への胎動はみられませんでした。このような状況において、2010年10月2日から3日間、横浜市において世界初の成年後見法世界会議が開催され、その総括として「横浜宣言」が公表されました。この「横浜宣言」が利用促進法、そして同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(以下、「基本計画」と略)を制定させる原動力となったのです。

II. リーガルサポートの貢献

1. 利用促進法制定への寄与

利用促進法の成立は難産でした。議員立法であったので、多くの関係者の関与が必要であり、その調整には多大の時間と労力を要しました。その現場にいた筆者はいくども立法化の壁にぶつかりました。このような局面を打開することができた大きな要因はリーガルサポートと司法書士会の多大なる尽力でした。

司法書士会が士業に直接関わりのない「公益」目的を推進するために利用促進法の立法に積極的に貢献したことを評価します。そのことはリーガルサポートと司法書士会が、司法書士法1条に規定された「法律事務の専門家として、国民の権利を擁護する」との使命を遂行しているものと心強く感じました。

2. 司法書士の現場での寄与

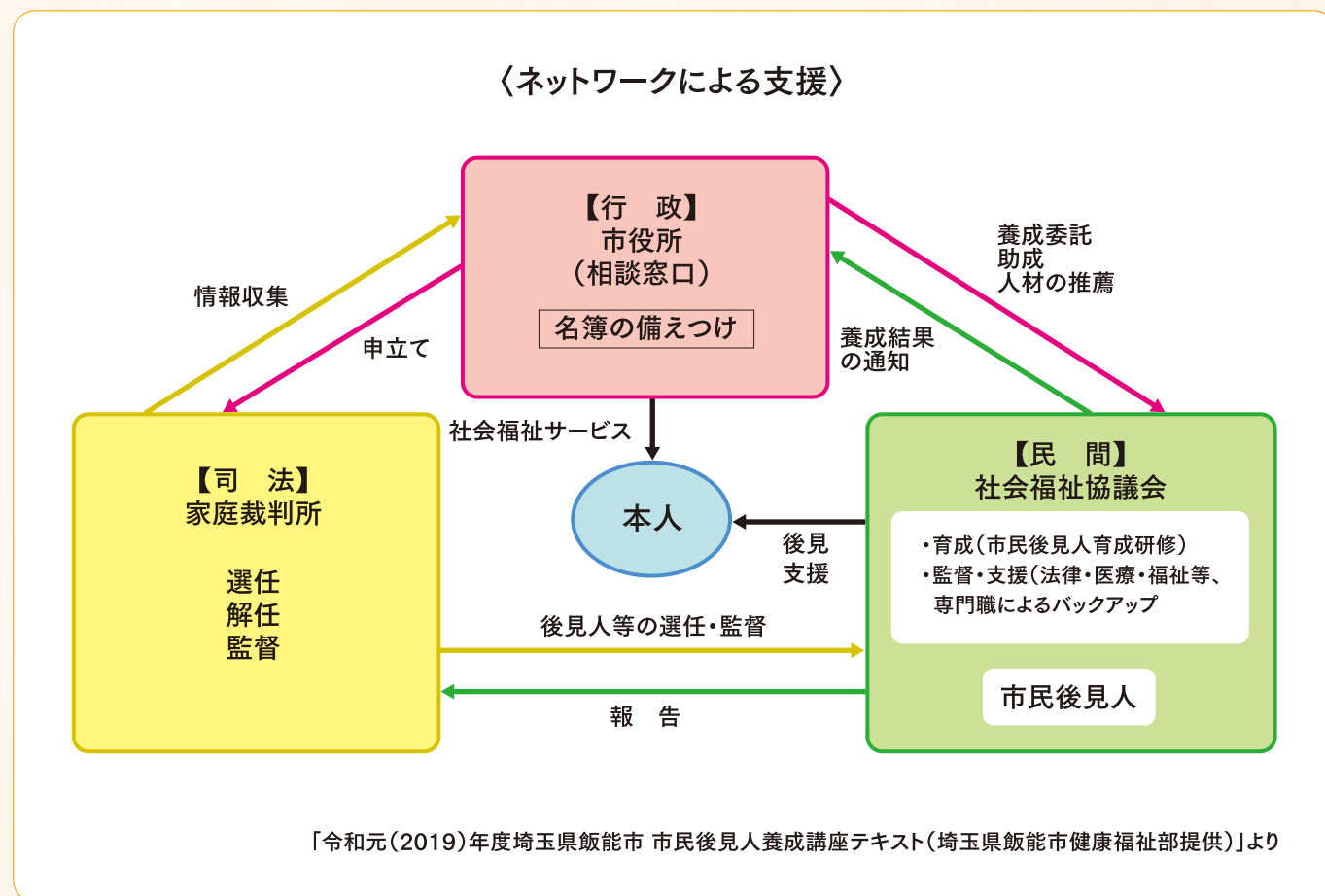
利用促進法は、成年後見制度の利用促進のために基本計画を作成し、閣議において決定することを定めています。第一期基本計画は2021(令和3)年度までのものであり、第二期基本計画は2022(令和4)年4月から始動します。いずれの計画においても、成年後見制度の利用促進のためには、①公的支援体制の

整備、②意思決定支援の促進、③身上保護の重視、不正防止の徹底が基本であり、第二期基本計画においては加えて、公的支援体制の整備の内実が地域共生社会と重層的支援体制によって強化されることになりました。

成年後見制度が地域社会の中で機能していくためには自治体との連携が必須です。ここではある自治体の試みを紹介します。

埼玉県飯能市は2011(平成23)年度から市民後見制度をスタートさせています。この制度の基礎は、行政・司法・民間のネットワークによる支援、公共性のある法人(社会福祉協議会)の活用による組織的な取り組み、身上保護(市民)と財産管理(法人)との分業の3つです。

第1に、行政・司法・民間のネットワークによる市民後見人の支援については図のように機能しています。ロールプレイによる市民後見人の研修、行政や医師会も参加する多職種連携の研修会での成年後見グループワークなども実施されています。



第2に、法人の組織的な取り組みについては、公共性の高い社会福祉協議会による法人後見としたうえで、成年後見事務の中核である身上保護を市民が担当します。市民は社会福祉協議会の非常勤職員であり、補助支援員ではなく、責任あるコーディネーターに育成することとされています。

第3に、身上保護(市民)と財産管理(法人)との分業です。成年後見制度の核心は本人の身上保護の充実であり、その役割を担うのは本人に身近な市民こそが適任です。身上保護と財産管理との分業は、前者の種類がきわめて多様であり(人の数だけ必要)、共通項も少なく、市民後見人の人生経験にとっても役立つことも多いと思われるのに対して、後者の種類は少なく、共通項も多く、市民後見人の人生経験にとって

専門知識・実務経験に比べて役立つことは少ないように思われます。

このような分業体制のメリットとしては、第1に、特に財産管理の不正防止効果を期待できること、第2に、身上保護報酬には大差はないので報酬に対する不公平感を払拭できること、第3に、市民がネットワークによる支援に参加することで市民の自治体への帰属意識を高めることができ、地域共生社会の実現に資することを挙げることができます。

このような実践は、基本計画が掲げるスキームと完全に一致するものではありませんが、その基本的な考え方はきちんと受け継いでおり、このような試みが各地で展開されることによって、基本計画もその実効性を高めていくことが期待されます。

ここで、強調しておきたいのは、このようなスキームを立ち上げたのが当該自治体において活躍している司法書士(リーガルサポート会員)であったという事実です。地元の住民と常日頃からコンタクトを持っている司法書士が行政に働きかけ、市民参加型のネットワークによる支援を機能させたことは特筆に値すると思います。

既に述べたように、利用促進法制定に向けて示されたリーガルサポート、司法書士会の「国民の権利擁護」に向けた職能意識と「街の法律家」としての倫理感がここに紹介したネットワークを創り出した原動力であったように思われます。自治体と連携したネットワーク作りに積極的に関与し、その中で住民と共に成年後見制度を支えていくことが必要であり、それが基本計画の精神ではないでしょうか。

Ⅲ. リーガルサポートの課題

1. 任意後見制度

任意後見制度の利用促進は、第二期基本計画においても優先して取り組む事項の筆頭に掲げられています。

2000(平成12)年にスタートした我国の任意後見制度は、国際的にも高い評価を得ていますが、残念ながらその利用は芳しくありません。その最大の理由は民法111条1項1号が任意代理権の消滅事由として「本人の死亡」とのみ定めており、その反対解釈として「本人の意思能力の喪失では任意代理権は消滅しない」という解釈が学界に定着してきたことにあります。ほとんどの民法教科書が依然としてそのような通説的理解を踏襲しています。任意後見制度を創設しながら通説を維持するというのは自家撞着以外の何物でもなく、さらには任意後見制度を創設した意義を著しく減殺してしまいます。通説的見解に立脚すると、本人が意思能力を喪失しても任意代理権は持続するので、代理人は本人の監督に服することなく任意代理権を行使することができ、これが任意代理人の権限濫用の温床となっています。これに対して、任意後見人は任意後見監督人の監督に服します。また任意代理は後見的性格を有していませんが、任意後見人は身上配慮義務を負い(任意後見法6条)、後見制度の一翼を担っています。本人が意思能力を喪失しても任意代理権を機能させるのは、要保護者である本人の保護機能が喪失してしまうことを意味しています。

上記の通説的理解こそが任意後見が広く活用されていない根源的な理由なのではないでしょうか。任意後見法が施行された以上、本人の意思能力喪失後の任意代理権の消長への対応の問題は、代理人の権

限濫用に歯止めをかけ、本人を保護することのできる後見制度の枠組みの中でのみ可能である、と考えることが妥当ではないでしょうか。第二期基本計画が「優先して取り組む事項」として「任意後見制度の利用促進」を掲げている理由をさわめて重く受け止めるべきです。

リーガルサポートの任意後見制度の取り組みには隔靴搔痒の感があります。任意後見法の原点に立ち返り、第二期基本計画の趣旨も踏えて任意後見制度の普及に果敢に取り組むことを強く期待します。現状では任意後見推進消極論に与しているようにも思われます。

2. 民事信託濫用への懸念

2006(平成18)年に改正された信託法ではいわゆる民事信託の活用、利用促進が喧伝されました。とりわけ福祉信託といわれるスキーム組成が一種のブームのような観を呈し、多くの司法書士が関与することになりました。民事信託は一方では成年後見制度、遺言制度を補完するものとして大きな期待が寄せられましたが、他方では制度趣旨に反するような未熟な信託組成のために混乱が惹起されたことも事実です。そのような混乱が白日の下にさらされたのが2018(平成30)年9月12日東京地裁判決でした。この判決は信託契約の内容が遺留分制度を潜脱することを目的とした公序良俗違反であるとして一部無効としたものでした。この判決に続いて既に数件の判決において、信託契約が(一部)無効であるとされています。そしてきわめて重大な事実、これらの判決のほとんどにおいて司法書士が信託契約の組成に関与していることです。司法書士が積極的に関与することもあれば、最近では法人の背後で司法書士は組成作業のみを行なうというようにいろいろなパターンがあるようです。いずれにせよ司法書士が信託制度の濫用に荷担しているとみられる事態は決して好ましいことではありません。

第二期基本計画においても「不正防止」は中核的な目標であり、成年後見制度の代替として信託制度を用いてそれを濫用することが決してあってはなりません。既に社会問題ともなっているこのような問題に対するリーガルサポートと司法書士会の問題解決に向けた対応は皆無であるように思われるのですが、これは筆者の片寄った見方でしょうか。公益法人としてのリーガルサポート、また「会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため」(司法書士法52条2項)の司法書士会が積極的かつ具体的な対応をすることは喫緊の課題ではないでしょうか。基本計画もそのような対応を求めているのではないのでしょうか。

IV. 小括

最高裁『成年後見関係事件の概況』(令和3年1月～12月)によれば、成年後見人等と本人との関係のうち親族以外の内訳については、司法書士が11,965件で37.7%となっており、第1位です。これが意味するのは、リーガルサポートの役割は実際にも社会的にもきわめて有用であるということです。

リーガルサポートにはこのような事実を真摯に受けとめて、さらなる前進が求められています。本稿IIIにおいて述べた「課題」については、司法書士会とも歩調を合わせて積極的に取り組むことを期待しています。第二期基本計画はまさにそのことを求めているのではないのでしょうか。

リーガルサポートが成年後見人としての範を社会に示しながら、基本計画の精神に沿って歩んでいくことを心から期待しています。

特集

第二期成年後見制度利用促進基本計画の成果

「成年後見制度の見直しに向けた検討」への言及

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長 にし かわ ひろ ゆき 西川 浩之



【所属】

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部

【略歴】

昭和63年 中央大学法学部 卒業

平成2年 司法書士試験合格

平成5年 司法書士登録

平成23年～平成27年 静岡県司法書士会会長

平成27年～令和3年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート専務理事

【現在の公職等】

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長

静岡県司法書士会 名誉会長

静岡家庭裁判所 島田出張所 家事調停委員

厚生労働省 成年後見制度利用促進専門家会議委員

【著作物】 ●法定後見ハンドブック・任意後見ハンドブック ●任意後見実務マニュアル(新日本法規出版) ●成年後見監督人の手引き(日本加除出版)
●高齢者の消費者被害Q&A(学陽書房) ●市民後見人養成講座(民事法研究会)

1 第二期基本計画の最大の成果(「成年後見制度の見直しに向けた検討」への言及)

第一期の成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)には、制度の見直しに言及するような記述は見当たらなかったところ、成年後見制度利用促進専門家会議が令和2(2020)年3月17日に公表した「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」には、「今後、こうした運用面における改善の状況や関連する他の制度の運用状況を踏まえつつ、必要に応じて、成年後見制度の在り方についても検討を行うべきである。」との記載があり、第二期基本計画では、更に一歩進んで、「成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。」との記述が盛り込まれました。

第二期基本計画には、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進すること(成年後見制度の利用促進は、そのための手段であって、単に利用者の増加を目的とするのではないこと)を明確にしたこと、そのために総合的に(成年後見制度に限定せずに)権利擁護・福祉の制度・施策・事業の充実を目指すことを明らかにしたこと、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの方向性、ネットワークの機能等を更に詳細に整理して示したこと、都道府県の果たす役割や都道府県単位での新たな取組の検討を随所に明示していること、行政計画としては異例とも言えるような形で裁判所への期待を強く滲ませていること、後見人等の適切な交代の検討についての問題意識を記載したこと等、いくつもの成果があり、制度の前進を期待させる記述が盛り込まれましたが、なかでも、各論というべき「成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」の冒頭に「成年後見制度の見直しに向けた検討」を明記したことは、最大の成果だと評価すべきでしょう。

2 具体的な「見直しに向けた検討」事項として考えられるもの

成年後見制度利用促進専門家会議において委員から指摘のあった論点のほか、筆者が個人的に考えている「見直しに向けた検討」事項の主なものは、次に掲げるとおりです。

①必要性・補充性の考慮

他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべきだという意見です。

現行法では、後見等の開始の原因は、法律上は、事理弁識能力が(著しく)不十分又は事理弁識能力を欠く常況にあることとされていることから、いったん後見等の開始の申立てがされ、開始の審判がされた後は、必要性・補充性はほとんど考慮されることがなく、当初の課題が解決し、制度を利用する必要性がなくなった後も、制度利用が続きます。もっとも、後見等の開始の審判の原因があっても、申立て(制度利用の必要性)がなければ、開始の審判はされず、制度の利用には至りませんし、開始の審判の原因(事理弁識能力が不十分であること)がなくなれば、申立てにより開始の審判は取り消されます。また、補助開始の審判は、開始の審判の原因がなくなっても、つまり本人の判断能力が不十分なままでも、補助人に対する代理権・同意権の付与の必要性がなくなれば(例えば、特定の不動産の売却の代理権のみを付与されていた補助人が、その特定の不動産の売却をしたときは)、代理権・同意権付与の審判の全部を取り消すことにより、補助開始の審判も取り消されます。

②三類型の一元化

具体的には、「補助一元化」又は「保佐一元化」が想定されます。

③(後見類型相当の事案であっても)支援のために必要な行為に限定した権限付与

個別の事案ごとに、必要な範囲で代理権・同意権(取消権)を付与する仕組みとすることが考えられます。上記の「補助一元化」は、このような仕組みを想定しています。

現行法では、開始の審判の申立ての段階で、本人の判断能力の不十分さの程度により、三類型に振り分けられるため、本人の判断能力が「不十分」である場合でなければ、支援のために必要な行為に限定した権限付与ができません。すなわち、本人の判断能力が「著しく不十分」であれば、民法13条1項の同意権(取消権)が必ず付与され、「欠く常況にある」のであれば、全面的・包括的な代理権と取消権が、セットになって付与されるので、事案ごとに必要な範囲で個別に権限を付与することができません。

現行法の下でも、早期の段階から、つまり補助(せめて保佐)の段階から制度を利用することにより、ある程度は必要な範囲で個別に権限を付与するような制度の利用ができます。しかし、後見及び保佐類型の利用が全体の90%超を占めている現状では、個別の事案ごとに必要な権限を付与する運用は困難です。

なお、必要性の原則を導入した上で「補助一元化」を採用する場合には、例えば現行法における後見類型の事案において、代理権・取消権の付与の審判に当たって、本人の同意をどのように位置付けるのか、という問題があります。

④定期審査の導入(開始の審判の更新の仕組み)

要介護認定や障害支援区分の認定に有効期限があるように、成年後見制度の利用にあたっては、終身ではなく、有期の利用(更新)を前提として一定期間の経過後に制度の利用方法等の見直しの機会を付与すべきだという考え方です。定期審査の導入が実現すれば、それがそのまま「後見人等の適切な交代」の仕組みになることも期待されます。

⑤成年後見制度の利用(開始・後見人等の選任の審判)と行為能力の制限(同意権付与の審判)を別の手続とする

後見が開始しただけでは、本人の行為能力は制限されず、本人の支援・保護のために特に本人の行為能

力の制限が必要な場合には、別途、同意権付与の申立てを要することとするという考え方です。

⑥報酬付与の審判の在り方

ア 付加的事務の適切な評価が必要

後見人等に対する報酬付与の審判の在り方を議論する前提として、後見人が行った事務の量及び質(専門職後見人の立場で言えば、専門職後見人が専門性を発揮して行った基本的な事務及び付加的な事務の内容及び負担)を適切に評価する規律ないし仕組みが必要です。裁判所が、専門職の専門性(後見事務の質)、特に専門性の裏付けをもって専門職によって実際に行われた付加的な事務を、具体的に妥当だと思われる金額を含め、どのように評価しているのかが、金額についてはその根拠も含めてよく分からないままでは、報酬付与の審判の在り方について具体的に議論を進めることは困難です。まずは裁判所が、後見事務(基本的な事務及び付加的な事務)の内容及び負担についての評価基準を、根拠を含め分かりやすく示してほしいと思います。これまでの議論の過程では、具体的な金額に結び付く評価について、その根拠が示されていないように思われます。

イ 柔軟な報酬付与の在り方の模索

制度の見直しというよりは運用改善の検討の問題ですが、柔軟な報酬付与の在り方の模索も必要です。

例えば、本人ないし既存の支援チームが複数の課題を抱えており、しかも、本人の資産及び収入が僅少である事案において、専門職後見人が、就任直後から身上保護・財産管理の両面で専門性を発揮して後見事務を行い、本人の生活が安定に向かった場合において、最初(から2~3回目程度)の定期報告(報酬付与の申立て)の段階では、本人の資産が乏しいため、後見人は、行った後見事務の内容及び負担に見合った報酬が事実上得られないことが少なくありません。本人に資産がなければ、そもそも基本的な事務の評価に相当する額の報酬付与の審判さえされないことがあり、また仮に後見事務の内容及び負担に見合った額を付与するとの審判がされても、成年後見制度利用支援事業等の報酬助成制度における助成額が必ずしも十分ではないために、実際には審判書に記載された報酬額を受領することができないこともあります。

そのような事案においても、その後1~2年が経過すれば、本人の身上保護・財産管理上の課題が概ね解決し、収支も安定することにより、徐々に本人の資産(預貯金)額が増えていくことがあります。そのようなケースで、

後見人等が2~3回目の定期報告(報酬付与の審判の申立て)時に報告する「後見人等が行った事務の内容及び負担」は、概ね基本的な事務のみとなっていることがあります。

このような場合に、家庭裁判所は、後見人が報告期間内に行った後見事務(基本的な事務のみ)の内容及び負担を評価して、報酬付与の審判



をしているのではないかと考えられます(少なくとも形式上はそのような形になっています)。しかし、前回ないし前々回の報告期間内に後見人が行った後見事務(付加的事務)の内容が、未だ報酬付与の審判に反映されていないのであれば、報酬付与の審判について減価償却のような考え方を採用し、報酬付与の対象となる「後見人が行った後見事務の内容(と負担)」は、それをを行った段階で全額を報酬として付与するのではなく、後見事務を行っている期間で分割しながら付与することができるのではないかと考えます。少なくとも報酬助成制度が十分に機能していない期間中は、このような柔軟な形で報酬付与の審判をすることも、家庭裁判所は検討してほしいと思います。

⑦後見人等の善管注意義務の軽減又は免除に関する規定の要否

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」は、法律そのものではないので、ガイドラインに沿って後見事務を行った結果、本人に損害が生じた場合における後見人等の損害賠償責任(善管注意義務違反)の有無については、現行法の下では、なかなか明快に説明ができない状況にあります。しかし、意思決定支援の考え方・取組を実務に浸透させるためには、ガイドラインに沿った形で行った後見事務と善管注意義務との関係について、何らかの整理がされることが、実務を担う後見人の立場からは強く望まれます。

免責規定の導入については、損害賠償責任一般の問題として検討することは困難でしょうし、他の類似の場面における後見人等の責任とのバランス等も図られなければならない、難しい課題であるとは思いますが、英国MCA(Mental Capacity Act・意思決定能力法)の規律等も参照しながら、ガイドラインと善管注意義務との関係について議論をし、整理をしていく必要があると考えます。まずは、現行の民法858条の規定とは別に意思決定支援に関する規定を民法に定めることを検討してはどうでしょうか。

⑧民法714条の責任無能力者の監督義務者又は準監督義務者の該当性(監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情の有無)についての考え方の整理

後見人の責任については、そのほかにも、責任無能力者の監督義務者の責任についての民法714条の規律を維持することの是非(責任無能力者の保護と被害者の救済の在り方)についても検討が必要でしょう。

⑨公的関与(市町村長申立て、公後見、報酬助成制度)の在り方

必要に応じて市町村長に後見人等の選任や後見等の開始の審判の取消しの請求の権限を付与することの是非や、市町村の公後見への関与等のしくみづくりについて議論をすることが望まれます。

⑩中核機関の機能の整備の根拠の明確化及び財政基盤の安定化(法制化)

中核機関と家庭裁判所その他の関係機関との連携、情報共有を促進させるには、そのためのルール作りが必要となりますが、そのためには、中核機関の位置付けが明確になっていることが望ましく、その端的な方法は、中核機関を法律において明確に位置付けること(中核機関の存在、業務等を法律で定めること)ではないかと考えられます。中核機関の存在やその行う業務の大枠が法律上明確に位置付けられていれば、その業務の内容又はその延長としてのネットワーク内の関係機関相互間の連携、情報共有についてのルールも、政省令で定める等の方法をとることができるようになり、分かりやすい形で明瞭に定めることが可能となります。中核機関の財政基盤の安定化のためにも、中核機関の位置付けを法律上明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。

地域連携ネットワーク内の関係機関の連携、情報共有等の仕組みづくりの前提として、中核機関を法律において明確に位置付けることを、その方法も含めて検討する必要があります。

特集

II

Legal Support

司法書士制度150周年を迎えて

～司法書士のあゆみとこれからの未来について～ 権利擁護とリーガル・イノベーションの担い手として

日本司法書士会連合会 会長 **小澤吉徳**



【略歴】

平成3年 司法書士開業
平成18年～平成24年 静岡県司法書士会副会長
平成25年～平成29年 日本司法書士会連合会常任理事
平成29年～令和3年 日本司法書士会連合会副会長
令和3年6月～ 日本司法書士会連合会会長

【現在の公職等】

法務省法制審議会民事執行、民事保全、
倒産及び家事事件等に関する手続(IT化関係)部会委員
法務省ODR推進検討会

【著作物】 ●個人債務者再生の実務(2001年 民法法研究会) ●クレサラ・ヤミ金事件処理の手引(2009年 民法法研究会)
●遺言執行者の実務(2015年 民法法研究会)
●わかる!相続法改正一すべての人が関わる相続ルールの変更を司法書士がやさしく解説(2017年 中央経済社)
●裁判IT化がわかる!一民事裁判手続等IT化研究会の報告書を司法書士がやさしく解説(2020年 中央経済社)

1 はじめに～使命規定の創設

司法書士制度は、本年令和4(2022)年8月3日に150周年を迎えます。

とはいえ、司法書士制度は、決して当初から確立していたわけではありません。これまで国民の様々な法的需要に応え続けることで変化を経て現在に至ります。司法代書人と呼ばれた時代は、訴状や答弁書等の作成を通じて国民の裁判を受ける権利を保障し、高度成長期の時代からは国民の経済活動の重要なインフラである不動産登記・商業登記の担い手となりました。

その後、平成12(2000)年から議論が始まった司法制度改革の時代には、少額な裁判の担い手として簡易裁判所における訴訟代理権が付与されました。この簡易裁判所における代理権は、当時社会問題であった多重債務問題の解決に大きく資することとなっています。また、高齢化社会の成年後見制度の担い手としての役割は、今後も大きくなっていくことは間違いありません。

令和元(2019)年の司法書士法改正によって、第1条(司法書士の使命)「司法書士は、司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」が明記されるに至りました。

これは、近時の司法書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、司法書士について、その専門職としての使命を明らかにする規定を設ける必要があるとされたものであり、近年の大きな変化として指摘されているものの一つに、『簡易裁判所における訴訟代理や成年後見・財産管理業務への司法書士の関与の大幅な増加』があげられております。すなわち、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの会員をはじめとして、全国の司法書士会員が各地の現場において、成年後見人等として、日々、高齢者や障がい者の方々の権利擁護をしていることが、令和元年の司法書士法改正の大きな立法事実となったわけです。

なお、『自由かつ公正な社会の形成に寄与すること』という表現は、これまで、「中央省庁等改革基本法」「司法制度改革推進法」「総合法律支援法」等の法律にしか使用されていないようです。これらの法律は、行政改革と司法制

度改革という、平成の国の統治の在り方についての基本的な姿勢に係る法律であり、国際的な広がりにおける市場競争が基調となっていくことに対応すべく、戦後の社会経済構造の転機を促すこと、すなわち、国際基準を意識した法的な社会運営に切り替えていこうとする動きをリードしようと企図されたものと理解されています。そして、その目標が、「もつてより自由かつ公正な社会の形成に資する」ことだと法律に表現されたわけですが、司法書士制度が、これらに連なったことの意味は極めて重いものと考えられます。もちろん、他土業の使命規定には無い規定であります。

さらに言えば、これらの法律では「より自由かつ公正な…」と改革の方向性を示し、時代的な課題を示す文脈で使われているのに対し、司法書士法においては「より」がなく、時代を超えた絶対的な理念として示されていることにも留意すべき、と指摘されております。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月25日、第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下「第二期計画」といいます。)が閣議決定されています。

成年後見人・保佐人・補助人が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の不安や不満につながっているといった指摘や、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でないなどの指摘がされていること、また、権利擁護支援の地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の市町村などで進んでいないこと、さらに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化、増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要があることから、第二期計画が策定されています。

対象期間は、令和4年度から令和8(2026)年度までの5年間とされました。

第二期計画においては、基本的な考え方として「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」「尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等」「司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり」が示されており、それらを踏まえた施策が多数盛り込まれています。ますます私ども司法書士に寄せられる期待は大きくなっていくであろうことが容易に想像できると思います。

3 令和3年度 第15回司法書士人権フォーラムを終えて ～司法書士は地域共生社会づくりに積極的に参画します～(会長声明)

現在、わが国では、少子高齢化や人口減少が進み、地域社会の持続が懸念されるなか、地域や家庭・職場での人との支え合いの基盤が脆弱化していると指摘されています。また、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し既存の法律では対応しきれない困難な課題や生き辛さが表面化していると考えられます。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅での孤独死や経済的困窮、自死等様々な問題が発生し、状況は極めて深刻と言えます。今まさに、福祉的支援、法的支援から抜け落ちる市民のために重層的・包括的・継続的な支援が求められ、地域で誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで孤立せず、その人らしい生活を送ることができる社会が強く求められていると考えます。

このような状況下、厚生労働省においては、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28(2016)年6月2日閣議決定)や、『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)』(平成29(2017)年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)に基づき、その具体化に向けた改革を進めております。「ニッポン一億総活躍プラン」によれば、『子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。』とされており、『「地域共生社会」の実現に向けて

(当面の改革工程)』によれば、「地域共生社会」の目指すものとして、『「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。』とされています。

日本司法書士会連合会の日司連市民の権利擁護推進室においては、「子どもの権利擁護部会」「高齢者の権利擁護部会」「障がい者の権利擁護部会」「自死問題対策部会」等7つの部会を設置し、様々な権利擁護事業を展開して継続しているところあります。また、全国には、既に、地域の様々な分野におけるネットワークに積極的に参画し、「地域共生社会」づくりに貢献している司法書士が相当数存在しております。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2(2020)年法律第52号)が制定され、令和3(2021)年4月1日(事項により但し書き有り)から施行されました。

改正の主な内容の一つとして、「市町村において、包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及び世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として重層的支援体制整備事業を行うことができる」というものがあります。これは、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援(断らない相談支援)、②参加支援(つながりや参加の支援)、③地域づくりに向けた支援を実施するという事業です。

本事業は、地域の中で議論を重ね、地域で創り上げて行く、そのプロセスを重視した事業であり、財政面からも分野間の配分を問わない一体的な財政支援が実現できる事業です。令和2年度の地域共生モデル事業実施市町村は、279箇所、現在も多くの自治体から手が挙がっています。

まさに、日司連市民の権利擁護推進室の取り組む分野そのものであり、司法書士が地域のなかで、司法書士業務やその相談を通じて、市民の権利擁護の一翼を担うべき分野でもあります。令和元年の司法書士法改正によって明確となった司法書士の使命を具現化するにあたって、真っ先に取り組むべきテーマの一つと考えています。

そこで、令和4年3月19日に開催された司法書士人権フォーラムにおいては、地域共生社会とは何か、その理念や政策を学び、すでに全国の様々な地域の中で地域と連携・協働し活躍している司法書士の活動や思いを紹介し、全国の司法書士が地域共生社会の中で役割をもって活動できる文化を醸成する良いきっかけとするとともに、地域共生社会の実現に向けた司法書士の具体的な役割は何かを議論する機会としました。

そして、地域共生社会づくりにおける包括的支援体制は、今後の権利擁護支援のあり方を変容させる可能性を含んでいることから、国民の権利擁護を使命とする者として、個人の尊厳の原理に立脚した権利擁護支援の実現のために、これに責任をもって参画しなければならないということを実感し、地域共生社会の理念・政策・具体的取組等を学び、地域や地域の人たちとのコミュニケーションを大切に、高齢者、障がい者、子ども等の権利擁護、自死問題への取組、経済的困窮者の支援等において使命と役割を担い、権利擁護にかかわる問題の改善を不断に目指して、地域共生社会づくりに積極的に参画することを宣言いたしました。

4 次なるステージへ～リーガル・イノベーションへの積極的な関与を!～

いま、AIなどのテクノロジーの進展により、法が再考を迫られています。



一方において、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標は、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。「16.平和と公正をすべての人に」の12個のターゲットには、「16-3.国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。」とあることに留意いただきたく存じます。

つまり、司法のデジタル化が行われても、市民の司法へのアクセスは保障されなければならないことはもちろんですが、デジタル化が進むことによって、市民は移動せずに手軽に司法制度にアクセスすることが可能となり、その手間と費用は大幅に減ることとなり、市民の司法アクセスを大きく拡充する可能性を秘めています。もちろん、デジタル技術に縁遠い市民へのサポートの重要性は言うまでもなく、そうした市民が一人も取り残されないようなサポートを積極的に行っていかなければなりません。

司法書士は、これからのリーガル・イノベーションの時代においても、イノベーター及びサポーターとしての存在感を強く示していく必要があります。

紙面の都合上、喫緊の課題である3点について触れておきます。いずれも詳細については、別の機会に述べていく予定です。

(1) 民事裁判のIT化を可能とする民事訴訟法等の改正

令和4年5月18日、民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立しました。

議論の当初より、IT化にあたっては本人訴訟のサポートの重要性が指摘されており、司法書士への期待は極めて大きいです。そして、その期待は、附帯決議にも明確に示されていますのでご一読ください。

国民の裁判を受ける権利を護る法律家として、十全な対応を改めてお願いする次第であります。

(2) 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続(IT化関係)部会

民事裁判に続き、各種手続のIT化の議論も始まっています。令和4年4月8日に第一回目の法制審議会部会が開催され、1年程度の議論を経て、法改正へ繋げていく予定であります。

家事事件や倒産事件は、もっとも多くの司法書士が書類作成業務を行っている分野でもあり、また、成年後見人や財産管理人等として裁判所から選任される事案も多い現状があります。法制審議会部会の議論に注目いただきたく思います。

(3) デジタル臨時行政調査会の動き～デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し～

デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的とした「デジタル臨時行政調査会」の動きにも注目しなければなりません。

令和4年3月30日の第三回会議においては、デジタル化を阻害するあらゆる規制の点検・見直しを進めることとされており、デジタル原則に基づいて、4万以上の法令についてアナログ的な規制を洗い出し、3年間でデジタル原則への適合の実現を目指すとしています。

規制の見直し方として、年間数十件の個別案件を対象とするやり方では時間を要するため、(1)あらゆる企業等の持つAI・ドローン等の技術を活用するためのテクノロジーマップを整備し、(2)テクノロジーマップに応じて数千以上ある規制を類型化して一括的な見直しを行う、(3)これらを3年間での完結を目指す、とされています。

当然、司法書士業務に直結するものも多く含まれます。当連合会としても様々な角度から検討していく所存です。



特集

～司法書士会現職会長が語る～

司法書士のこれまでとこれから

青森県司法書士会 会長 **久保 隆明**



【略歴】

2003年 司法書士登録
2009年～2013年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート青森支部支部長
2015年～2019年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事
2012年～2021年 八戸市市民後見推進協議会会長
2019年～ 青森県司法書士会 会長

【現在の公職等】

行政書士
家事調停委員
公益社団法人青森県社会福祉士会理事

【著作物】 ●新しい死後事務の捉え方と実践～「死を基点にした法律事務」という視点に立って～民事法研究会 死後事務研究会編
●未成年後見の実務～専門職後見人の立場から～民事法研究会 日本司法書士会連合会編
●市民後見人養成講座第3巻 市民後見人の実務 民事法研究会 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編

司法書士制度は令和4(2022)年8月3日に150周年を迎えます。本号では特集として、司法書士の「これまで」と「これから」について、青森県司法書士会会長、リーガルサポート(以下「LS」という。)前常任理事久保隆明氏から紙面対談という形式でお話を伺ってまいります。岩手県司法書士会会長、LS常任理事小山田泰彦がホストを務めます。

小: まずは、久保さんの経歴を簡単に教えてください。

久: 私は平成14(2002)年に司法書士試験に合格し、翌年に青森県八戸市で2代目として開業しました。父は鹿児島県出身でしたから、裁判等が中心の事務所で、最初の業務は個人再生手続の書類作成でした。私が登録してまもなく父が倒れたため、補助者であった母と一緒に事務所を運営しながら債務整理等の相談を受けていました。役職としては、平成20年青森県司法書士会理事に就任し、その後、平成29年から副会長、令和元年から会長を務めております。LS青森支部では、平成21年から支部長を4年、平成27年からLS本部常任理事を4年務めました。LS本部では未成年後見分野を担当し、現在も未成年後見事業準備検討委員会の委員長をしています。振り返ると、特に平成20年は、全国青年司法書士協議会の常任幹事も引受け、『月報全青司』の発行に追われる、それはそれは多忙な1年でした。

小: ありがとうございます。これまで様々な役職を務めてこられたんですね。

さて、現在まで様々な法改正や法施行がありました。平成14年簡易裁判所代理権付与、平成17年不動産登記法改正、平成18年貸金業法改正、平成30年成年後見制度の利用の促進に関する法律施行、令和元年司法書士法改正などが挙げられます。特に印象に残っている改正は何ですか。

久: やはり平成18年の貸金業法改正ですね。それまでは、貸付の総量規制がなかったため、短期間であっという間に数百万円の借金を背負われ、厳しい督促をする貸金業者が多くいました。そんな業者から督促を防ぐ手立ては、いかに早く破産申立てを行うかが主流でした。平成18年1月13日の最高裁第二小法廷判決で利息制限法を超える利息が否定され、債務整理の方法が激変しました。利息制限法の利率で引直し計算をして過払金を取り戻し、その分を他の業者の負債に充てて、経済的再起を図れるようになりました。取引歴の長さによっては借金どころか数百万円の過払金を回収でき、1000万円以上を取り戻した方もいました。あまりにも過払金回収が容易で、自己破産や民事再生は受任しないが、過払金請求だけは受任するという司法書士が現れたのは残念でしたが、借金で苦しむ総人数は減ったと思います。債務者の経済的再起のために長年、全国の司法書士が真摯に業

務を行い、併せて全国キャラバンやデモ活動、ロビー活動を行ったことが貸金業法改正に繋がったと思います。

小 私も平成10年の開業で、久保さんとほぼ同年代?ですので、覚えがあります。司法書士に簡易裁判所の代理権が付与された平成14年以前は、取立てを止めるには裁判所への申立が必要でしたものね。

さて、もう少し司法書士制度の歴史を掘り下げましょう。ある先輩司法書士から、昭和53(1978)年の司法書士法改正がなにより大きな出来事だったと伺いました。司法書士が国家資格として認められた法改正です。これを契機に各都道府県の司法書士会で会館建設が進められました。司法書士会が会館を持つことで司法書士の自治性を広く周知するという意味合いがあったそうです。平成や令和に開業した者からすると会館があるのが当たり前ですが、先輩方からの話を伺いつつ時代を俯瞰するとなかなか感慨深いです。

久保さんが先輩方から伺った話がありますか。

久 私も伺った話ではありますが、今も心に留め置いている言葉があります。「弁護士には刑事事件があり、直接人権に関わる仕事をしている。だからこそ、弁護士は法律家といえる。」という言葉です。言い方を変えると、弁護士の報酬は高い。でも弁護士は報酬が低い刑事弁護で人権擁護活動をしている。司法書士は、報酬が自由化してから報酬が高くなっているが、それだけでは市民から信頼を勝ち取れない。司法書士も弁護士が担う刑事弁護のような人権に関わる仕事をしなければ法律家としての評価は得られないということです。私はこの言葉が妙に腹に落ち、報酬が少なくとも無報酬でも、何か人権擁護に関わる業務をやらなければと思いつけています。そして、成年後見業務や未成年後見業務がそれに当てはまると考えています。特に未成年後見は子どもの権利擁護活動に直接関わる業務であり、高齢者・障がい者の権利擁護活動に止まらず、活動範囲が幅広いと考えています。

小 岩手会会長としては、平成23年に発生した東日本大震災は非常に悲しく切ないものでありました。被災県であった岩手県は、全国の司法書士の協力を得て仮設住宅への個別巡回相談活動を行いました。その際、平成7年阪神・淡路大震災を経験した兵庫県の先輩に教えられたことがあります。それは、「阪神・淡路大震災後の被災者支援や相談活動によって司法書士は法律家になった。」ということでした。それまで司法書士は『法律相談』という言葉を用いることを躊躇し、『登記相談会』等の名称を用いていたそうです。震災をきっかけに被災者への支援や相談活動が認められた経験を切々と聴かせられました。そして、このような地道な活動が徐々に広がるものだと実感しました。このような経験があればご披露いただけますか。

久 東日本大震災の際、青森県会も相談員を派遣しました。被災地の岩手宮城福島3県の司法書士の熱量に押され、長らくお手伝いした記憶があります。

私が行った地道な活動は、何といっても『未成年後見』です。

平成17年に日本司法書士会連合会(以下「日司連」という。)[「後見制度等推進委員会」の委員となり、その委員会の主なテーマは『未成年後見』でした。成年後見業務は多くの司法書士が行っており、成年後見業務のノウハウ・指導監督はLSが担っている。ただ、多くはないが、未成年後見人として活動している司法書士が全国にいる。彼らは未成年後見業務に関するノウハウもなく、書籍もなく、業務を相談し合える仲間もない。それでも必死に孤軍奮闘している彼らを支援したい、と未成年後見業務の研究が始まりました。

そして、日司連では毎年未成年後見に特化した研修会が開催され、一方、LSでは未成年後見事業を取り入れようと、現在、内閣府から定款変更認定を受けるため準備中です。データによれば、令和3年未成年後見等業務は新規受任が276件、継続が672件とあり、全国でこれだけの司法書士が未成年後見業務に携わっています。平成15年から始まった私の司法書士人生のほとんどを未成年後見と共に歩んできました。日司連とLSに関わってみて、「未成年後見」については、紙面の関係で細かい説明はできませんが、事業の継続性の観点から、日司連で担うよりはLSで未成年後見事業を展開した方がよいと考えてます。

小 未成年後見から派生した話になりますが、本年4月1日に民法改正によって成年年齢が18歳に引き下げられました。この点について気になることや注意点等をご指摘ください。

久 未成年後見業務の視点からお話します。従来、児童養護施設などで暮らす未成年者は、高校卒業を機に支援から離れ、20歳までの間、不安定な状況に置かれていました。そのような未成年者を支援する手法の一つとして未成年後見は有効でした。例えば、19歳の未成年者がした契約を未成年後見人が取消しできたのですが、現行法では18歳になれば在学中でも未成年後見は終了します。その結果、未成年者取消権を行使できません。

ですから、未成年者が成人になる前に、社会人としての生活、契約や悪徳商法の手口など、できる範囲で未成年者本人に理解を促すことが必要です。また、高校での法教育は大変重要であり、司法書士会が行う『高校生法律講座』も非常に意義ある事業だと思っています。

もう一つ、未成年後見業務で悩ましい問題が後見終了に伴う「管理財産の引き渡し」です。両親に死亡による保険金等の受領などで財産が数千万円に上るケースがあります。そんな大金を多感な時期に成年となった本人に引渡すことになりませんが、大学進学費用や在学中の生活費の心配がないと安堵する者がいる一方、就労意欲が薄れ、目標が定まらなくなる者や多額の財産管理に不安を覚える者等、様々な反応があります。未成年後見人としては、未成年者一人一人に合わせた対応をしなければなりません。正解もないことですから試行錯誤している状況ではありますが…。

小 確かにそうですね。成人年齢引き下げに伴う様々な問題が見えてきています。LSの事業範囲に『未成年後見業務』が加わることを一会員として切に願います。

さて、最後に、未来に向けて、司法書士が、どう在りたい、または、どう在って欲しいということを語っていただけますでしょうか。

久 語るも何も、私もまだ19歳の司法書士ですから大それたことは言えませんが、私が司法書士になってからも、簡易裁判所訴訟代理業務、成年後見業務、会社法務、遺産承継、民事信託契約支援など、司法書士としてできること、やらなければならないことが目に見えて増えたと感じます。これは、先輩司法書士の100年以上の頑張りの成果が今に現れているのだと思います。これからの50年後、100年後の司法書士は今以上に進化しているはずですが、それを実現するためには、現状に甘んじず、一步先の業務を行うことが重要ではないでしょうか。

そのためには、まずは司法書士各人が自らの業務と真摯に向き合い、法律に則った正当な業務をすることが基本です。それが、市民の権利を擁護し、司法書士の信頼を確保し、司法書士の経済的安定を図ることに繋がります。そして、割に合わないような人権に関わる業務や司法書士の業務範囲がさらに広がるような業務をも担って欲しいと思います。さらに、一人でも多くの司法書士に司法書士会やLSの会務に何かしら関与してほしいとも思います。それが、次の世代にバトンを渡す今の司法書士の使命です。私もまだこれからですから、頑張りたいと思います。

小 決意表明ありがとうございます。今後、DX化は避けては通れない路ですが、こと成年後見等業務に関しては、意思決定支援に代表されるように、人と人との繋がりで成り立つものです。成年後見制度の利用の促進に関する法律の目的ともなっている、「社会全体で支え合うこと」かつ、「共生社会の実現に資すること」を今一度肝に銘じて、関係機関の協力の下、権利擁護の部分で日頃の業務に取り組むことこそが、今後につながる第一歩となるでしょうね。本日はありがとうございました。

久 こちらこそありがとうございました。

インタビュー

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
岩手県司法書士会 会長

おやまだ やすひこ
小山田 泰彦

【略歴】 2016年～ 花巻市空家等対策協議会 会長 2018年～ 岩手県成年後見制度利用促進ネットワーク会議 副会長
2017年～ 岩手県司法書士会 会長 2021年～ 岩手県土地家屋調査士会 監事
2017年～ 東北ブロック司法書士会 副会長 2021年～ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事



司法書士として人生を、自分を生き直しています

徳島県司法書士会
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート徳島支部

こう べ たえ こ
神 戸 妙 子



【略 歴】

平成27年 司法書士試験合格
平成28年 簡裁訴訟代理等関係業務の認定
平成29年 司法書士登録(徳島県)

【現在の公職等】

徳島県司法書士会徳島南支部副支部長
徳島家庭裁判所牟岐出張所家事調停委員
総務省徳島行政監視行政相談センター行政相談委員
行政書士・社会福祉士

【筆 歴】 ●令和4年 第56回北日本文学賞受賞(宮本輝選)

[受賞作『虚海(そらうみ)の船』は、「虚にいて実を成す」の芭蕉の世界観に、俳句が好きだった元漁師の父の作話(記憶の断片を繋ぎ合わせて虚(そら)を語る認知症の症状)を重ね合わせた私小説。]

1 私が田舎の司法書士になった訳

シングルマザーとして育てた娘が大学を卒業してから、本格的に司法書士の勉強を始めました。50歳を過ぎていましたが、過去の法律、労働、福祉分野での職務等での経験や他資格も活かして人の役に立てそうな司法書士という職業を選択しました。合格後は少し補助者として働いた後、33年暮らしてきた大阪を離れ、56歳で郷里の徳島で事務所を開業しました。開業に当たり、日本司法書士会連合会の司法過疎支援事業を利用して頂いた上、開業フォーラムに2年連続参加して過疎地で既に開業している先輩司法書士のお話を伺ったりと、物心両面で後押しして頂きとても心強かったです。

郷里とはいっても新米司法書士にとっては新天地、フロンティアです。そこで心機一転。人生を仕切り直して、生き直そうという訳です。娘の結婚式までに合格したかったのですが間に合わず、その半年後に何とか合格できました。娘は新家庭を築いていたので、独り身フリーは自由で、フレッシュな気持ちで開業人生の舵を切れました。

それから五年が経ち、仕事は順調です。開業当初は一応、数少ない企業に営業もしましたが、田舎では営業と受注は結びつきません。今は事務所の存在が知られていますので、事務所にいれば仕事は自然に入ってきます。その殆どが予約なしで、ガラガラとドアが開いて依頼者が突然現れる公共機関のような事務所になりました。

私は今、還暦過ぎた孫二人いるおばあちゃんになりましたが、開業当時の前向きな気持ちを忘れず、優秀なスタッフ2名に支えられ司法書士として生きております。

2 日々の司法書士の業務について

開業1日目から、失業していた職員(地元で司法書士補助者経験20年)を雇用しました。新米所長は複雑な登記事務等は部下に教わりました。とはいっても所長ですから上下関係が逆のような辛い場面もありました。しかし旧来の職場常識や固定観念を見つめ直すきっかけにもなりました。5年目となると

互いに立場を尊重し、フォローし合える関係になりました。また、司法書士の仕事では、役場の住民課、税務課、農林水産課等、密接な関係があり事前確認も重要ですが、私や補助者の同級生が役場にいるので、仕事がスムーズに間違いなく流れています。田舎での利点です。

後見業務は大阪の司法書士M江師匠より伝授された補助者経験がそのまま活かしました。開業してすぐに、後見申立したいが親族拒否で町長申立は無理な事案の相談が来ました。地元関係者は本人申立に懐疑的でしたが、「大阪ではできました」と関係者に協力してもらって申立はスムーズにいき、選任審判も早く出して頂き感謝されました。日々の後見業務は、知識よりも大阪での実務経験が活かしました。登記実務のように事例がそのまま当てはまる例は少ないですが、取組む姿勢やある程度の線引きによって悩みながら進めざるを得ない業務の参考になりました。

また家事事件の相談や家事調停等の人様の込み入った人生に触れる場面で、私の人生における負の過去を活かせることもあります。離婚した元夫には多重債務、不労、ギャンブルとアルコール依存、DVと、色々と体験させてもらいました。それは具体的にここで役立つという訳ではないのですが、「そうなんですね」の傾聴の言葉に気持ちが載ったり、「私もそうでした」の一瞬で気持ちが通じ合い信頼関係に結びつきます。当事者意識を想像することなく、過去の自分を思い出すだけで共感できるので、特に勉強しなくてもピアカウンセリングのような効果が得られました。

3 司法書士として、リーガルサポート会員としてのこれから

昨年より町の行財政改革推進委員になり、行財政改革プランの策定に関与させて頂きました。田舎は司法だけでなく全ての面で過疎が深刻です。若い世代の移住も増えてきている反面、高齢者だけの要介護世帯も増える等、問題は山積みです。

後見業務や相続手続き、空き家売買で司法書士が業務として関与するだけでなく、法律的な助言が必要な場面は多々あります。行政機関からの相談事には情報提供を含め、一緒になって考えるようにしています。

最後に、昨年の秋に父を在宅自然死の形で看取ることができました。

仕事を続けながら介護できたのは、自分で時間配分が可能な司法書士だったからだと思います。訪問医療の医師から「お父さんはどんな方でしたか？」と質問され、「この先生は患者ではなく父個人の人生を見て下さっている」と感動しました。丁度私はその頃、元漁師だった父の人生を小説にしたところでした。

その小説は地方文学賞を受賞し、地元新聞に大きく掲載され、職業が司法書士であることも紹介されました。「小説を書いているなんて本業を疎かにしてる」と思われながら後日司法書士会の会議に出席したところ、ご年配の先生が「新聞をみたよ。僕はほら…」と嬉しそうに、ソロキャンプで火を焚いている画像を私に見せてくれました。受賞がきっかけで、仕事人ではない先生方の素顔を伺う機会が得られました。

司法書士は社会とつながるだけではなく、世界(森羅万象や趣味での異世界等)とソロ(個人)でつながり豊かになる時間も大切だと思いました。人の生き方に関わる後見業務の骨幹は、憲法第13条の個人の尊厳だと私は考えるので、支援する私はず、自分らしく豊かに在りたいと思っています。

リーガルサポート意思決定支援シンポジウム 後見事務における意思決定支援

～「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の実務への定着を目指して～

令和4(2022)年3月18日(金)、表題のシンポジウムがコロナ禍もありWeb上で開催されました。本取材記事もオンライン参加によるものです。

理事長挨拶では、本シンポジウムの副題「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を実務に定着させる方策を参加者とともに考えたいという言葉で、木村氏らの基調講演へと繋がりました。木村氏からは意思決定支援ワーキング・グループ(最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、リーガルサポート、日本社会福祉士会で構成)で作成された本ガイドラインの策定経緯や概要、裁判所の取組などが報告されました。

その中で、意思決定支援は後見人等の意思尊重義務の実践手段の一つであり、本人の意思の尊重の仕方は基本的に後見人等の裁量によるとの認識が示されました。裁判所としては、職員への周知・理解を得るため随時の情報提供や厚生労働省主催の意思決定支援研修の傍聴、裁判所内協議会での意見交換等を通じ、ガイドラインの理解の促進に加え、運用の改善に向けた検討を継続的にいき、職種を超えた議論が行う等の取組が報告されました。

続いて松崎氏からは、厚生労働省が取り組む後見事務における意思決定支援について報告がありました。制度運用の際、財産管理のみが重視され、本人の意思決定や身上保護など福祉的な視点に乏しいことへの批判や、障害者権利条約への批准、成年後見制度利用促進基本計画などを基に策定されたのが本ガイドラインであると経緯の説明がありました。その他、意思決定が困難な場合であっても意思決定しながら尊厳をもって暮らすことの重要性を認識することが必要であるといった意思決定支援の基本原則や地域共生社会の実現という目標が示されました。厚生労働省では「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の策定などを行っており、現在も成年後見制度利用促進ポータルサイトの開設等各種広報・周知の実施を継続中であることが報告されました。

休憩を挟み水島氏からは意思決定支援の基本的考え方と本ガイドラインとの関係・位置づけ、さらに本ガイドラインに基づく対応例などの解説がされました。

意思決定支援はなぜ難しいのか?といった皆が直面する問いや、意思決定支援のポイント・限界などについて事例も交え、



プログラム

13:00～ 開会・挨拶	高橋 隆晋氏 [公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート理事長]
13:07～ 基調講演 1	『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』策定の目的について 木村 匡彦氏 [最高裁判所 事務総局家庭局 第二課長]
13:27～ 基調講演 2	意思決定支援に関する厚生労働省の取組 松崎 俊久氏 [厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室 室長]
14:20～ 基調講演 3	意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインを読み解く 水島 俊彦氏 [弁護士、日本支援センター(法テラス)本部]
15:50～ パネル ディスカッション	後見事務における意思決定支援 ～『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』 の実務への定着を目指して～ 【パネリスト】 住田 敦子氏 [特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター長] 西尾 史恵氏 [弁護士、日弁連高齢者障害者権利支援センター運営委員] 星野 美子氏 [認定社会福祉士、公益社団法人日本社会福祉士会理事] 岸川 久美子氏 [司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部長] 【アドバイザー】 水島 俊彦氏 【コーディネーター】 西川 浩之氏 [司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長]
17:30～ 閉会・挨拶	中村 栄一氏 [公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長]

正面から平易な解説を行われたことが印象的でした。

休憩後のパネルディスカッションでは、和やかな雰囲気のもと議論が始まりました。

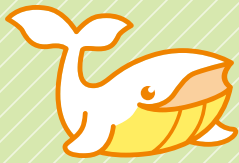
冒頭、司会進行の西川副理事長から「後見人等事務はマニュアル化できるものではないし、本ガイドラインも決して完成されたものではない。」との認識が示され、その上で、各小テーマ①本ガイドラインの評価・捉え方②ガイドラインの重要ポイント③本人の意思を引き出すための工夫④本人が選択又は推定される意思が実現困難な場合⑤意思決定支援を行うにあたって注意すべき点について事例を交えて議論が行われました。

さらに、「本ガイドラインの活用・定着のために必要なこと」について各地での活動の紹介がされ、様々な議論、考えが

示されました。この中で住田氏からは、後見人だけが意思決定支援を学んだとしても足りない、関わる周りも学び変わる必要がある。西尾氏からは、アセスメントシートの活用を家庭裁判所と協議することで減少傾向にある後見人等報酬額の評価に繋がり、後見人のモチベーションもあがるはずだ。星野氏からは、本人に関わる全ての人に本ガイドラインを知ってもらうことが必要である。岸川支部長からは、意思決定支援という言葉だけが先行している傾向があり、支援チームの皆での本ガイドラインの共有が必要であり、身上保護の評価、加えて後見人等報酬への評価も重要であるとの発言があり、最後に、水島氏の総括により終了しました。

オンラインによる開催のため、他の参加者の反応や会場の雰囲気はわかりませんでしたが、移動することなく手軽に参加できるメリットを実感したシンポジウムでした。全編を通して、日々現場で後見業務を行っている専門職としては、意思決定支援の実務の難しさを痛感させられました。本ガイドラインが実務への指針として定着するかは課題も多くこれからです。とはいえ、集計によると1100名を超える参加があり、平日の昼間の時間帯にも係わらず、成年後見制度をよりよいものにしたいと考える関係者がこれだけ多いことに力づけられました。(う、る)





編集後記



開業して5年、わが事務所にも新卒社員が入所しました。私も身の引き締まる思いです。開業地の中核機関にも新しく配属された方がおり、ご紹介いただけるとのこと。さっそくお会いしてお話を伺いました。顔なじみの方にも同席いただき、話はいつの間にか現状の成年後見制度における問題点についての意見交換に…。司法書士に申立書作成を依頼した場合の費用支払いについてや後見類型における本人申立てについて等、本当に率直な意見が交わされ、みなさんの情熱やひたむきさを改めて感じる機会となりました。私も本広報誌の作成を通じ、幅広い視野と深い見識を獲得して後見業務に活かさなければならないと肝に銘じました。 (こ)

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

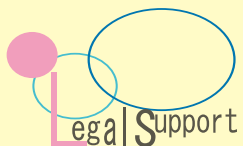
各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 千葉県支部 043-301-7831 HP
- 富山県支部 076-431-9332
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 高知支部 088-825-3141
- 旭川支部 0166-54-3312
- とちぎ支部 028-632-9420 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- えひめ支部 089-941-8065
- 釧路支部 0154-41-8332
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 宮城支部 022-263-6786
- 静岡支部 054-289-3999
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 長崎支部 095-823-4710
- 山形支部 023-623-3322
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 和歌山支部 073-422-0568 HP
- 大分支部 097-532-7579
- 岩手支部 019-653-6101
- 新潟県支部 025-244-5141
- 広島県支部 082-511-0230
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 秋田支部 018-824-0055
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822 HP
- 青森支部 017-775-1205
- 三重支部 059-213-4666
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- 沖縄支部 098-867-3526
- 神奈川県支部 045-640-4345 HP
- 福井県支部 0776-36-0016
- しまね支部 0854-22-1026
- 本部(東京) 03-3359-0541 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 石川県支部 076-291-7070
- 香川県支部 087-821-5701 HP

リーガルサポートのホームページには音声読み上げ機能があります!



編集・発行

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

